

(4) その他(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合(※)

※ 「カード手交型」(詐欺)(※1)による被害は、(3)に該当します。また、「封筒すり替え型」(詐欺盗)(※2)による被害は(4)に該当します。これらの手口は広く一般に認知されていることから、当金庫では、いずれも「重大な過失」となりうる場合として判断しています。

※1 口座が犯罪に利用されており、交換手続きが必要であるなどの名目でキャッシュカードをだまし取る(おどし取る)手口。

※2 キャッシュカードが不正に利用されているなどの名目により、キャッシュカードを準備させた上で隙を見るなどし、キャッシュカードを窃取する手口

4. お問い合わせ等

青梅信用金庫 お客様相談室

0120-00-2085

【受付時間】 平日 9:00～17:00

店頭窓口に詳しい説明書(青梅信用金庫からのお知らせ)がございます。
各営業店の窓口、電話でもお問い合わせを受付いたします。

以上

預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について（対象：個人のお客さま）

当金庫では、万一、個人のお客さまが偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳（証書）の盗難およびインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、次の補償基準等に基づき補償を行わせていただきます。

※「お客さまの『重大な過失』または『過失』となりうる場合」に該当する場合には、被害額の全額または一部について補償しかねることがありますので、十分ご注意ください。

偽造・盗難キャッシュカード被害の場合

	お客さまの状況		
	無過失	過失 (重大な過失以外) があった場合	故意または 重大な過失 があった場合
偽造 キャッシュ カード被害	原則として被害額の全額を補償		被害額は補償 いたしかねる場合 があります
盗難 キャッシュ カード被害	原則として 被害額の 全額を補償	原則として 被害額の 75%を補償	被害額は補償 いたしかねる場合 があります
条 件	①速やかに当金庫に通知していただくこと ②遅滞なく盗難に至った事情、状況等を当金庫へ十分な説明を行っていただくこと ③偽造キャッシュカード／警察へ被害届を提出し、捜査に協力されていること 盗難キャッシュカード／警察へ被害届を提出し、その他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものを提示いただくこと		

盗難通帳（証書）・インターネットバンキング被害の場合

	お客さまの状況		
	無過失	過失 (重大な過失以外) があった場合	故意または 重大な過失 があった場合
盗難通帳 (証書) 被害	原則として 被害額の 全額を補償	原則として 当金庫所定の割合 により補償	被害額は補償 いたしかねる場合 があります
インターネット バンキング 被害	原則として 被害額の 全額を補償	被害に遭われた状況を踏まえ、 個別に補償の判断させていただきます	
条 件	①速やかに当金庫に通知していただくこと ②遅滞なく盗難に至った事情、状況等を当金庫へ十分な説明を行っていただくこと ③盗難通帳(証書)／警察へ被害届を提出し、その他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものを提示いただくこと インターネットバンキング／警察へ被害届を提出し、捜査に協力されていること		

インターネットバンキング被害に係る過失基準等

被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに判断させていただきます（パスワード・ご契約者カードは重要な情報ですので厳重な管理をお願いいたします）。

（注）盗難キャッシュカード、盗難通帳（証書）、インターネットバンキング被害の補償の対象となる期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って原則30日までです。

偽造・盗難キャッシュカード被害に係る過失基準等

- 「重大な過失」となりうる場合
- (1) 他人に暗証番号を知らせた場合（病気の方が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません）

(2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合

(3) 他人にキャッシュカードを渡した場合（※）

(4) その他(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合（※）
- ※ 「カード手交型」（詐欺）（※1）による被害は、(3)に該当します。また、「封筒すり替え型」（詐欺盗）（※2）による被害は(4)に該当します。これらの手口は広く一般に認知されていることから、当金庫では、いずれも「重大な過失」となりうる場合として判断しています。
- ※1 口座が犯罪に利用されており、交換手続きが必要であるなどの名目でキャッシュカードをだまし取る（おとし取る）手口。
- ※2 キャッシュカードが不正に利用されているなどの名目により、キャッシュカードを準備させた上で隙を見るなどし、キャッシュカードを窃取する手口
- 「過失」となりうる場合
- (1) 次の①または②に該当する場合

① 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車等のナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
- ① 暗証番号の管理
- (ア) 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車等のナンバーを暗証番号にしていた場合

(イ) 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話等当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
- ② キャッシュカードの管理
- (ア) キャッシュカードを入れた財布などを、第三者に容易に奪われる状態においていた場合

(イ) 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においていた場合
- (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難通帳（証書）被害に係る過失基準等

- 「重大な過失」となりうる場合
- (1) 他人に通帳（証書）を渡した場合

(2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合

(3) その他(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- 「過失」となりうる場合
- (1) 通帳（証書）を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においていた場合

(2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管していた場合

(3) 印鑑を通帳（証書）とともに保管していた場合

(4) その他(1)～(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合